

八項、第三十八條の二第四項、第三十八條の六の二第五項」に、「第六十九條の二第二項」を「第六十九條の二第三項」に改め、「特許法施行令第十條」の下に、「特許法等関係手数料令第一條の三二を、「実用新案法施行令第二條第二項」の下に、「特許法等関係手数料令第二條の二第二項」を加える。様式第一の備考40中「【提出物件の目録】の欄の次に」や「【手数料の表示】」の欄の次に「改める。」

(意匠法施行規則の一部改正)

第三条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中(総則)()の下に「第四條の二第五項及び第六項」を、「第三項第七号」の下に「第四條の四」を加え、並びに「第十三條の三」を、「第十三條の三並びに第十九條」に改め、「昭和三十五年政令第十六号」を削り、「この規則第四條の三」の下に、「第五條」を加え、「第二十五條の七第五項」を「第二十五條の七第七項」に、「第三十一條の二第七項、第三十八條の二第三項」を「第三十一條の二第八項、第三十八條の二第四項、第三十八條の六の二第五項」に、「第六十九條の二第二項」を「第六十九條の二第三項」に改め、同条第三項中「第二十七條の三の三第一項」の下に「及び第六項」を加え、「第三十條及び」を「第三十條並びに」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に改め、「第四項」との下に、「第二十七條の三の三第六項第二号ただし書中「同法第四十三條第七項」とあるのは、「意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項」とを加える。

(商標法施行規則の一部改正)

第四条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同項」を「前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。
 9 商標法第六十五條の三第三項の經濟産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の願をするのできる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。
 第六條の二の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の二項を加える。
 2 商標法第九條第三項の經濟産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後二月とする。
 3 商標法第九條第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
 第七條の次に次の一條を加える。

(パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続)

第七條の二 商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第七項(商標法第十三條第一項)において読み替えて準用する特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。

2 商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第七項の規定により同条第二項に規定する書類を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

3 商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第八項(商標法第十三條第一項)において読み替えて準用する特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。の經濟産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。
 一 商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項の規定により提出すべき書類を、当該書類を發行すべき政府による当該書類の發行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。
 二 前号に掲げる場合以外の場合、商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項の規定により提出すべき証明書を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)とする。ただし、当該期間の末日が商標法第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。
 第十條第四項中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 2 商標法第二十條第三項の經濟産業省令で定める期間は、同条第二項に規定する期間の経過後六月とする。
 3 商標法第二十一條第一項の經濟産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第二十條第三項の規定により更新登録の申請をすることができたる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。
 第十八條第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項の次に次の四項を加える。

5 商標法第四十一條第三項の經濟産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。
 6 商標法第四十一條の二第三項の經濟産業省令で定める期間は、同条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。
 7 商標法第六十五條の八第四項の經濟産業省令で定める期間は、同条第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)の経過後二月とする。
 8 商標法第四十一條第三項、第四十一條の二第三項又は第六十五條の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
 第十八條の三を第十八條の四とし、第十八條の二を第十八條の三とし、第十八條の次に次の一條を加える。
 (後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等)
 第十八條の二 商標法第四十一條の三第一項の經濟産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一條の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2 商標法第四十一條の三第一項の規定により後期分割登録料及び割増登録料を追納する場合には、前項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。
 3 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第四十一條の三第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
 4 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。